

「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画

一般事業主行動計画の内容

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境にすることで、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2018年1月1日～2019年12月31日

2.内容

目標1 育児休業が取得しやすく、復職しやすい環境を整備し、促進する

<対策>

- ・ 産前産後休業、育児休業についての周知を推進する
- ・ 子どもの看護のための休暇を取得できる制度を導入する
- ・ 法令で定められた以上の子育て支援のための環境整備をする

目標2 所定外労働の削減と子どもとのふれあいの時間を確保するための休暇取得のために、所定外労働時間の監視および休暇取得率の向上のための注意喚起を行い改善を行う

<対策>

- ・ 定期的に（毎月25日）所定外労働が多い従業員、休暇取得率の悪い従業員を調査し、所属部署にて原因調査、対策を行い所定外労働の削減および休暇取得率の向上に努める
- ・ 子どもとのふれあい機会を増やすため、会社旅行にも子供の参加ができるよう働きかけをする また費用の助成も行う

我社の両立支援の取組

（現在実施中、又は実施していた取組、実績など）

- ・ 育児休業制度導入以後、取得する従業員も多く、またそのほとんどが育児休業後も引き続き復職している
- ・ 産前休暇から育児休業、復職までそのスケジュールや引継ぎ、処遇などについて、所属の事務担当者および本社総務部が窓口となり詳細をフォローすることにより、安心して休業取得できるようにしている
- ・ 子育て期の仕事との両立支援のための短時間勤務制度として、小学校3年生終了までの子供を育てる従業員のための、所定労働時間を申請により6時間まで短縮できる制度を設けている